

下高井戸駅周辺地区 第5回街づくり懇談会

次 第

日時：令和6年10月5日（土）10時～12時30分
会場：松沢小学校 体育館

開 会

1. これまでの振り返り
2. 実現化手法・ルールのたたき台
意見交換（商店街沿道）
3. 実現化手法・ルールのたたき台
意見交換（補助128号線沿道）
4. 街づくりアドバイザーより

閉 会

＜お問い合わせ先＞

世田谷区北沢総合支所 街づくり課 担当 川井 、 井上 、 油野 、 佐藤
〒155-8666 世田谷区北沢2-8-18 北沢タウンホール11階
電話 03-5478-8073 FAX 03-5478-8019

杉並区都市整備部 市街地整備課 担当 門脇 、 庄子
〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区役所西棟3階
電話 03-3312-2111(内線3373) FAX 03-3312-2907



下高井戸駅周辺地区 第5回 街づくり懇談会

世田谷区・杉並区

令和6年10月5日(土)

1

— 懇談会の進行についての注意事項 —

- ① 携帯電話は、マナーモードに設定をお願いいたします。
- ② 開催状況の記録のために、録音、写真撮影を行います。
取り扱いには十分注意をいたします。
- ③ 会場内は、撮影禁止とはいしませんが、
皆さんが撮影された写真につきましても、
取り扱いには、ご配慮をお願いいたします。

2

■ 本日の資料

- ① 次第
- ② スクリーンに投影する資料
- ③ 第4回街づくり懇談会の振り返り
- ④ 街づくりのルールのたたき台（概要）
- ⑤ 意見交換用資料
- ⑥ 街づくり懇談会に関するアンケート

3

世田谷区

北沢総合支所 街づくり課

杉並区

都市整備部 市街地整備課

○ 課長	一坪 博	○ 課長	土田 麻紀子
○ 係長	佐藤 千香	○ 係長	松本 政明
○ 担当	川井 浩司	○ 担当	門脇 千聰
○ 担当	井上 将治	○ 担当	庄子 静香
○ 担当	油野 愛子		

アドバイザー

東京都立大学教授

あいば
饗庭 伸 先生

ファシリテーター

株式会社 デザインステージ

鈴木 立也 奥村 玄 足立 大輔

4

開会あいさつ

杉並区

都市整備部 市街地整備課



課長

土田 麻紀子

5

開会あいさつ

- 1)これまでの振り返り
- 2)実現化手法・ルールのたたき台
意見交換(商店街沿道)
- 3)実現化手法・ルールのたたき台
意見交換(補助128号線沿道)
- 4)街づくりアドバイザーより

閉会あいさつ

6

街づくりの経緯

実現誘導の流れ



① 地区街づくり計画、まちづくり方針

【地区街づくり計画】 (世田谷区)

- 世田谷区街づくり条例に基づく制度
- 地区計画で定められる事項以外にも、柔軟に定めることができる。



【まちづくり方針】 (杉並区)

- 杉並区まちづくり基本方針の地域別方針を補完するもの
- 目指すべきまちの将来像の実現を図るために目標や分野別・ゾーン別まちづくりの方針を示したもの。



7

8

1 地区街づくり計画(世田谷区)

地区街づくり計画



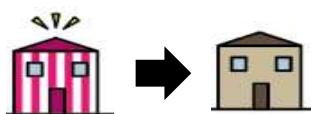
1階は店舗又は事務所とする。



風俗営業を規制



屋根、外壁、広告
街並みと調和



9

1 まちづくり方針(杉並区)



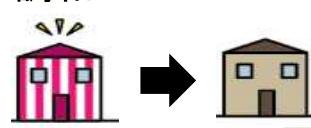
1階は店舗又は事務所とする。



風俗営業を規制



屋根、外壁、看板
は街並みと
調和



各ゾーン共通	
道路ネットワーク	△ 円滑な道路ネットワークを形成するため、世田谷区と連携して、主要生活道路や鉄道付属路の整備を進める
ユニバーサルデザイン	○ 公共公益施設等の建築や道路整備にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮する
狭い道路の着実な整備	○ 狹い道路については、門、扉、フェンス等の構造物による立ち上げ又はこれらに類するものは、道路中心から2m以上後退させる ○ 緊急車両が支障なく通行できるよう、狭い道路の拡幅とともに隅切りの整備等を進める
建築物の形態・意匠	○ 建築物の屋根、外壁及び建築物に付属する工作物等は、「杉並区景観計画(一般地域の景観づくりの方針)」を遵守し、周辺の建物と調和した色彩やデザインを工夫する
建築物の構造	○ 建築物の構造は、耐火建築物、準耐火建築物とするように努める

にぎわいゾーン	
建築物の用途	<ul style="list-style-type: none"> ○ 商店街の道路に面する建築物の一階部分は、店舗又は事務所とするよう努める ○ 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第二条第1項各号(4号、5号は除く)に掲げる風俗営業の用に供するもの並びに同条第6項各号及び同条第9項に掲げる性風俗関連特殊営業用に供するものについては建築しない

建築物の形態・意匠	○ 建築物の屋根、外壁及び建築物に付属する工作物等は、「杉並区景観計画(一般地域の景観づくりの方針)」を遵守し、周辺の建物と調和した色彩やデザインを工夫する ○ ごみ置き場等の設備は、周辺の景観に配慮する
歩行空間の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ はみ出し看板や路上への商品陳列を行わないなど、歩行空間の確保に努める ○ 商店街の荷さばき場などの整備を接続する ○ 鉄道事業者と連携して、商店街来場者も利用できる駅前駐車場の整備を図る
緑化(オープンスペース等の緑化)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活道路の整備に取り組み、回遊性・界隈性と快適性を兼ね備えた歩行者ネットワークの形成を図る ○ 建物の共同化等により生じる、オープンスペースの緑化や屋上緑化等を進める

建築物の構造	○ 建築物の構造は、耐火建築物、準耐火建築物とするように努める
--------	---------------------------------

10

— ② しもたかブック



しもたかブックとは？

地元街づくり協議会が中心となり、
地域の方々の様々な意見を参考に
下高井戸の街の魅力や課題、街の
将来像などをまとめたものです。

11

— ② しもたかブック

方向性

商店街周辺を歩行者に優しい場所にする

現状

- ・商店街を通過する自転車が多い
- ・狭い道路を自動車が通過している
- ・電柱が歩道を狭くし、視線を遮っている
- ・看板やサインの視認性がよくない

ねらい

- ・歩車分離し、駅を中心に歩行者優先の場所にする
- ・歩行者空間を快適にする
- ・初めて来た人にも分かりやすい案内や街並みとする

方向性

会話や交流を促す店構えを工夫する

ふれあいを大切にする



店主とやりとりしやすい店の造りとし、
店の賑わいが通りに伝わるようにする

賑わいを連続させる



大きな建物に入る店舗も閉じた店の造りではなく、通りに開いた造りとする

くつろげる場所をつくる



休憩できる場所や落ち着いて話せる場所などを、店先や通りに散りばめる

方向性

安全安心な基盤を整える

12

③ 地区計画

地区計画とは

都市計画法に基づく制度で区が策定します。地区の目標や方針を実現するために、建築物の用途や形態等のルールを定めます。

< 地区計画に定めるルールの例 >

屋根や外壁の色彩のルールを定める



建築物の高さの最高限度を定める

建築物の位置を定める

垣や柵の作り方、緑化などについてルールを定める

建築物の用途の制限を定める

※建替え等を行う際のルールであり、すぐにルールに合わせた建物にする必要はありません。

13

地区計画検討の流れ

アンケート 令和4年8～9月	<ul style="list-style-type: none">地区計画に関するアンケート調査 <p>回答数：516件</p>
第1回 令和5年6月	<ul style="list-style-type: none">街の課題や「しもたかブック」に示された街の将来像アンケート調査の結果などをもとに地区計画で取組むべき項目
第2回 令和5年10月	<ul style="list-style-type: none">魅力的な歩行者空間やにぎわい空間下高井戸らしい街並みや建物の高さ都市計画道路の沿道の街並み
第3回 令和5年12月	<ul style="list-style-type: none">街並み誘導型地区計画で定めるルール歩行者空間、にぎわい空間の幅や活用方法建物の最高高さ、上部の後退街の将来像の案
第4回 令和6年6月	<ul style="list-style-type: none">壁面位置の指定路線や後退幅にぎわい空間の活用やあり方建物の最高高さや現在のルール沿道の将来像や建築物の用途

意向調査

街づくりの方向性
街の現状、課題

将来像の検討
(街歩き)

実現手法の
検討

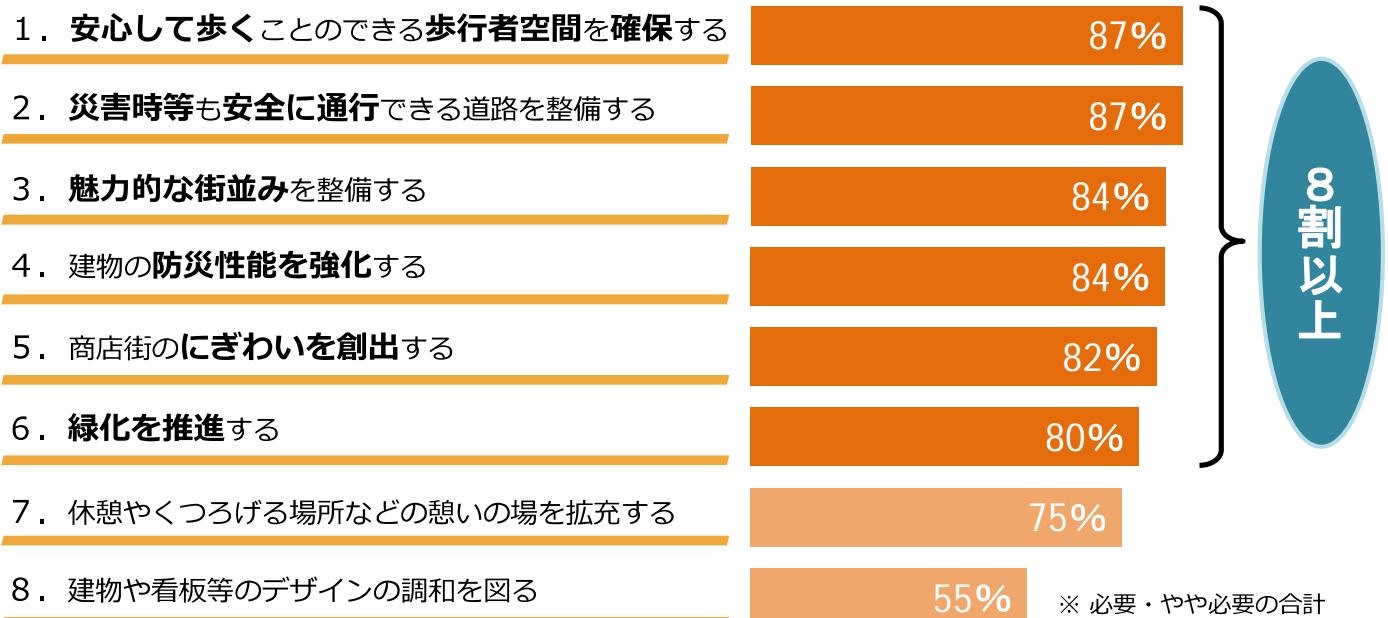
たたき台の
検討

R6.10.5 第5回街づくり懇談会

14

R4年アンケート調査

今後の街づくり（地区計画）で取り組むべき項目



15

第4回街づくり懇談会の様子

振り返り
(第4回懇談会)

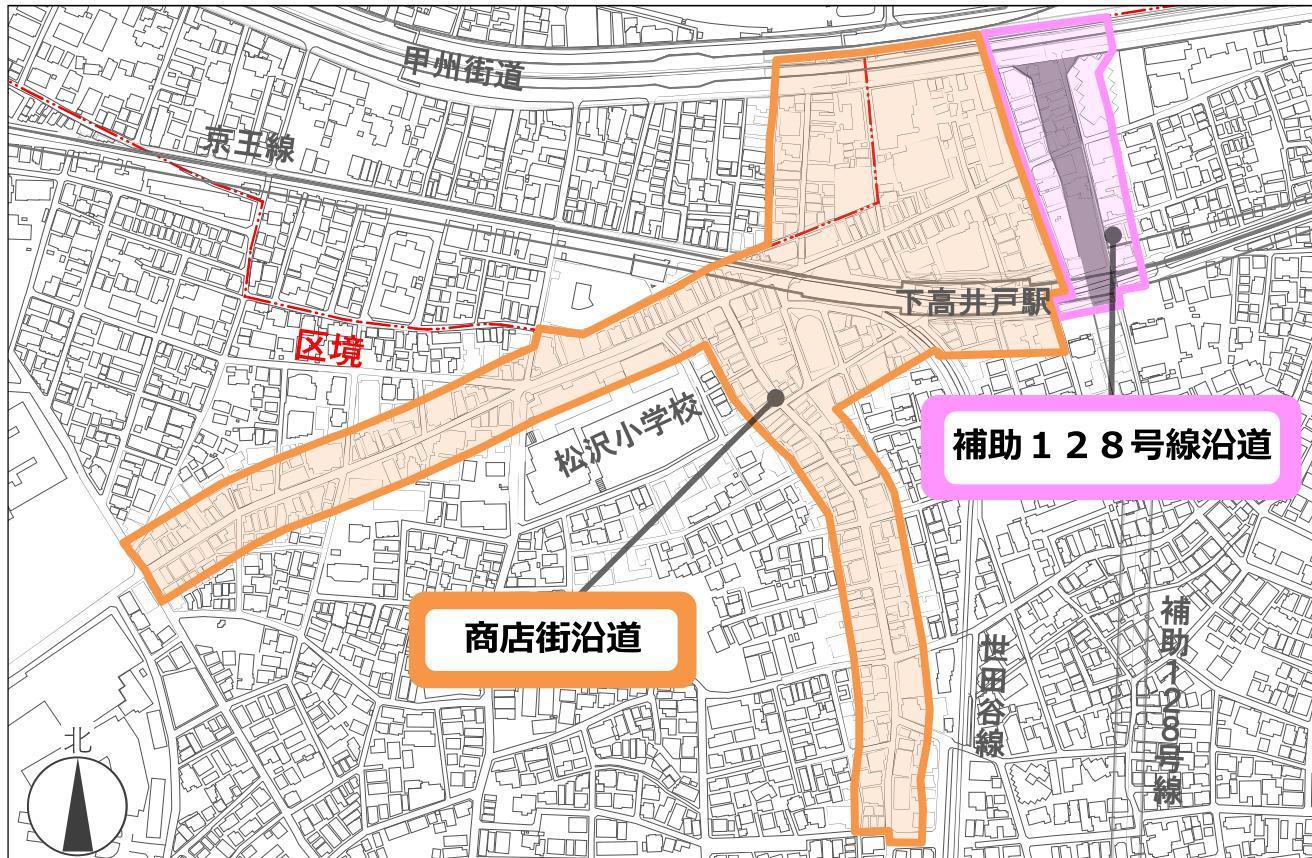


開催概要

- 【日時】令和6年6月29日（土）10：00～12：30
【会場】松沢小学校 小アリーナ 【参加者】28人
【内容】地区計画の内容を説明し、5つのグループに分かれて意見交換を行いました。

16

地区ごとの考え方



17

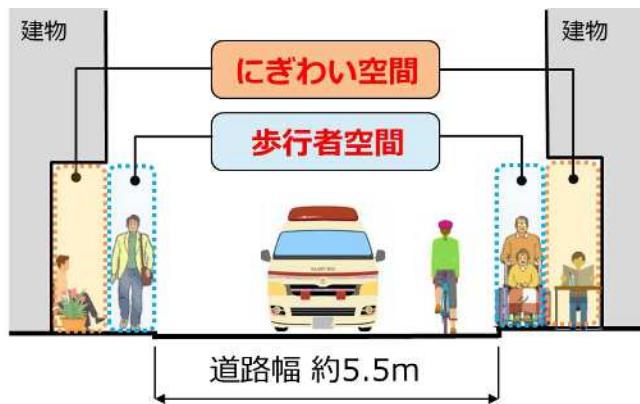
意見交換の主な意見(商店街沿道)

振り返り
(第4回懇談会)

【主な意見要旨】

①歩行者空間

- ・安全性の観点から**必要**
- ・日大通り、公園通りは**不要**⇒良い街並み **必要**
- ・**70cm程度**で良い
- ・後退距離は**少ない**方が良い

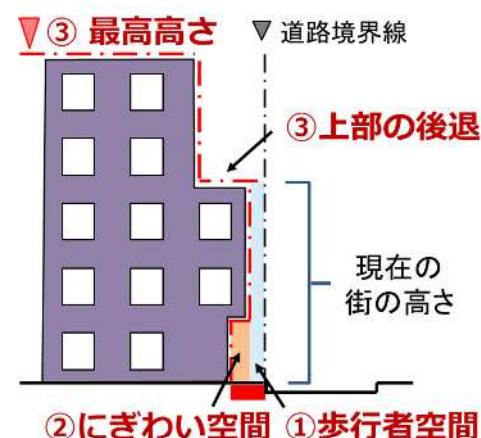


②にぎわい空間

- ・花屋や立ち飲み、みどりなど**良い使い方**
- ・狭い敷地では**難しそう**
- ・自転車や看板も置けると良い
- ・大きさを決められてしまうのは困る

③最高高さや上部の後退

- ・5階は現状と同じで**問題ない**
- ・7階建ては地震時の被害や風通しなど**不安**
- ・7階建て**良い**（商業地域）
- ・高く建てるのが**良いとはいえない**



18

意見交換の主な意見(補助128号線沿道)

振り返り
(第4回懇談会)

沿道地区の将来像（案）

- ① 周辺の住宅地との調和を図りながら、商店街とのつながりやにぎわいのある良好な市街地が形成されている
- ② 建物の不燃化、耐震化が進み、災害に強い街並みが形成されている
- ③ みどり豊かなうるおいのある街並みが形成されている
- ④ 安心して歩くことのできる、安全性と快適性に配慮した道路が整備されている

【主な意見要旨】

● 沿道西側

- ・商業地域に変更して容積率を増やすのが良い
- ・駅前通りの北側は店舗の需要があるのか。

● 沿道東側

- ・小規模な喫茶店程度は良い
 - ・少しあは緩和があつても良い
 - ・後背の住宅地も緑化を進めるなど、面的な環境の向上を考える契機にしたい
- 結び目 
- ・商店街と連続性がある方が良いが、車両が増えるのは避けたい



19

振り返り
(第4回懇談会)

第4回街づくり懇談会の振り返り

下高井戸駅周辺地区
第4回 街づくり懇談会の振り返り
【要旨】

1. 第4回街づくり懇談会の開催概要
2. 意見交換
3. アンケートの概要
4. 区からの回答

令和6年10月5日
世田谷区・杉並区

P 1

1. 第4回街づくり懇談会の開催概要

P 2

2. 意見交換

P 2 0

3. アンケートの概要

P 2 3

4. 区からの回答

20

開会あいさつ

- 1) これまでの振り返り
- 2) 実現化手法・ルールのたたき台
意見交換(商店街沿道)
- 3) 実現化手法・ルールのたたき台
意見交換(補助128号線沿道)
- 4) 街づくりアドバイザーより

閉会あいさつ

21

街づくりのルールのたたき台(概要)

街づくりルールのたたき台(概要)

将来像		地区区分			壁面線(壁面の位置の制限)		
将来像	商店街沿道	商業地区	近隣商業地区	商店街	沿道商業地区	沿道住宅地区	第一種中高層住居専用地域
1. 安心で安心して歩くことのできる歩行者空間の構造		商店街	近隣商業地区	商店街	沿道商業地区	沿道住宅地区	第一種中高層住居専用地域
2. 人と人とのつながりや個性を活かし、商店街のにぎわいと憩いのある街並みの形成		商店街	近隣商業地区	商店街	沿道商業地区	沿道住宅地区	第一種中高層住居専用地域
3. 防災性を強化し、安全で災害に強いまち		商店街	近隣商業地区	商店街	沿道商業地区	沿道住宅地区	第一種中高層住居専用地域
補助128号線沿道		商店街	近隣商業地区	商店街	沿道商業地区	沿道住宅地区	第一種中高層住居専用地域
1. 周辺の住宅地との調和を図りながら、商店街とのつながりやにぎわいのある良好な市街地が形成		商店街	近隣商業地区	商店街	沿道商業地区	沿道住宅地区	第一種中高層住居専用地域
2. 建物の不燃化、耐震化が進み、災害に強い街並みの形成		商店街	近隣商業地区	商店街	沿道商業地区	沿道住宅地区	第一種中高層住居専用地域
3. みどり豊かなうるおいのある街並みの形成		商店街	近隣商業地区	商店街	沿道商業地区	沿道住宅地区	第一種中高層住居専用地域
4. 安心して歩くことのできる、安全で快適で利便性の高いまちの整備		商店街	近隣商業地区	商店街	沿道商業地区	沿道住宅地区	第一種中高層住居専用地域
地区的区分	商店街沿道	幹線道路沿道地区	沿道商業地区	沿道住宅地区	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第三種中高層住居専用地域
① 建物の用途	周辺商業開発の用途、ナイトクラブや店舗等を制限。 ■ 商店街 ・・・ 回遊軸に面する建物 1階部分は住宅、共同住宅等を制限。						
② 容積率の最高限度	(前面道路幅+壁面後退幅×2) × 6/10 × 1.00 ※指定容積率と比較して小さい方	5.0m	3.00% ~ 4.00% (指定容積)	5.0m	5.0m	5.0m	5.0m
③ 地面積の最低限度	5.0m ²						
④ 壁面の位置の制限	■ 商店街 7.0cm ・・・ 回遊軸 5.0cm (高さ10.5m以下の部分) ■ 商店街 7.0cm ・・・ 回遊軸 2.0m (高さ10.5mを超える部分)	■ 商店街 7.0cm ・・・ 回遊軸 5.0cm (高さ10.5m以下の部分) ■ 商店街 7.0cm ・・・ 回遊軸 2.0m (高さ10.5mを超える部分)	■ 商店街 7.0cm ・・・ 回遊軸 5.0cm (高さ10.5m以下の部分) ■ 商店街 7.0cm ・・・ 回遊軸 2.0m (高さ10.5mを超える部分)	■ 商店街 7.0cm ・・・ 回遊軸 5.0cm (高さ10.5m以下の部分) ■ 商店街 7.0cm ・・・ 回遊軸 2.0m (高さ10.5mを超える部分)	■ 商店街 7.0cm ・・・ 回遊軸 5.0cm (高さ10.5m以下の部分) ■ 商店街 7.0cm ・・・ 回遊軸 2.0m (高さ10.5mを超える部分)	■ 商店街 7.0cm ・・・ 回遊軸 5.0cm (高さ10.5m以下の部分) ■ 商店街 7.0cm ・・・ 回遊軸 2.0m (高さ10.5mを超える部分)	■ 商店街 7.0cm ・・・ 回遊軸 5.0cm (高さ10.5m以下の部分) ■ 商店街 7.0cm ・・・ 回遊軸 2.0m (高さ10.5mを超える部分)
⑤ 高さの最高限度	にぎわい空間を設置した場合 2.2m (敷地面積500m ² 以上: 2.5m)	にぎわい空間を設置した場合 1.9m	—	—	—	—	1.9m
⑥ 形態又は色その他の制限	建築物等の外観は周辺環境と調和したものとする。 屋外広告物は周辺の景観並みに配慮したものとし、点滅光源等は使用しない。 ■ 商店街 ・・・ 回遊軸 壁面後退区域には、柱、ひさし、手すり、出窓、階段等を突出させない。						
⑦ 墙・さくの構造の制限	—	—	—	—	—	—	—
⑧ 環境への配慮	雨水貯留浸透施設の整備を促進する。 既存樹木の保全と敷地面積の緑化を推進する。	—	—	—	—	—	—
⑨ 建築物等の構造の制限	—	—	—	—	—	—	—

※今後関係機関等との調整により変更する場合があります

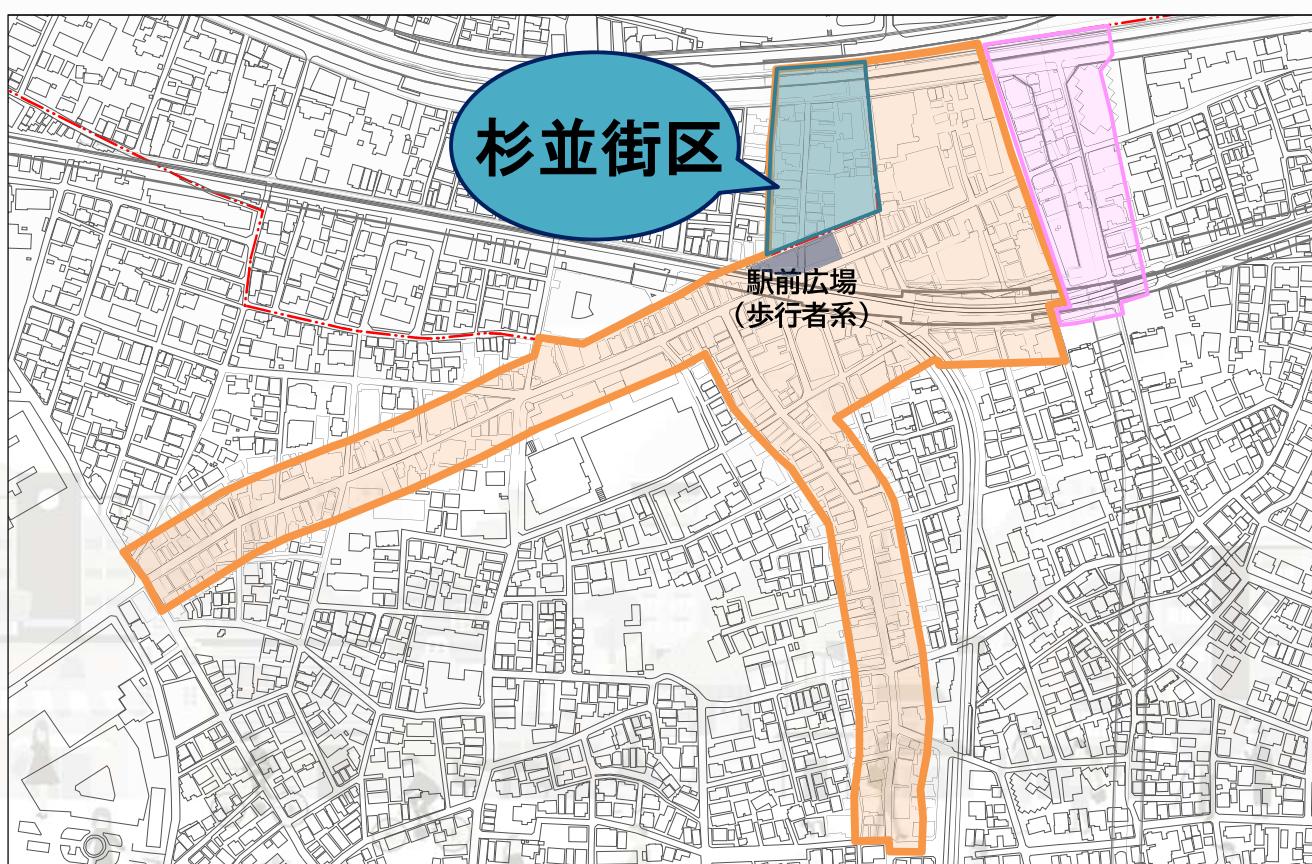
22

商店街沿道 地区区分



23

杉並街区の検討状況 ~杉並街区まちづくり準備会~



24

杉並街区の検討状況 ~杉並街区まちづくり準備会~

令和5年度 活動報告

- 第1回 (R5.6) 駅周辺の現状確認と杉並街区の課題を整理
▼
- 第2回 (R5.8) 杉並街区のまちづくりの方向性について意見交換
▼
- 第3回 (R5.10) 街区全体で協力して一体的に整備したまちづくりのイメージ
▼
- 第4回 (R5.12) 地区計画等のまちづくりルールを活用したまちづくりのイメージ
▼
- 視察会 (R6.2) (事例)
再開発事業:金町六丁目駅前地区計画 :自由が丘周辺

令和6年度 活動状況

- 第5回 (R6.4) •杉並街区構想の構成確認
•杉並街区周辺の特徴をデータで確認・意見交換
▼
- 第6回 (R6.6) •杉並街区構想の構成確認
•杉並街区周辺の特徴をデータで確認・意見交換
▼
- 第7回 (R6.8) •杉並街区周辺の特徴を確認
•インターネットアンケート調査による結果を踏まえた「まちづくりの目標」意見交換
▼
- 第8回 (R6.9) •まちの特徴・これまでの意見確認
•杉並街区の『まちづくりの目標』意見交換

**「しもたかブック」で掲げる目標の実現
および街区の将来の具体的な方向性を検討中**

25

商店街沿道 地区区分



26

将来像と実現化手法(商店街沿道)

将来像

- ① 安全で安心して歩くことできる歩行者空間の確保

方向性

- 安心して歩けるスペースの確保
- 快適な買い物空間の確保

実現化手法

- 人と人とのつながりや個性を活かし、商店街のにぎわいと憩いのある街並みの形成

- 街の情緒やつながりを活かす（良好な市街地の形成）
- にぎわいや憩いの創出（商業環境の創出）

- 防災性を強化し、安全で災害に強いまち

- 合理的な土地利用による建て替え促進（耐震化・不燃化）
- 防災性の向上

街並み誘導型地区計画

27

① 建物の用途の制限

【目的】良好（健全）な市街地の形成を図る

【ルール】風俗営業や性風俗営業の一部の用途を制限

■ 商業地区 ■ 近隣商業地区

地区街づくり計画

区分			業種
風俗営業	第2条 第1項	接待飲食等 営業	1号営業 キャバレー、スナック、ホストクラブ、キャバクラ、クラブ等
			2号営業 低照度飲食店（カップル喫茶等）
			3号営業 区画席飲食店（区画された客室が周囲から見通し困難で、かつ広さが5m以下の中のもの）
	第2条 第6項	遊技場営業	4号営業 まあじゃん屋、ぱちんこ屋等
			5号営業 ゲームセンター等
	性 風 俗 関 連 特 殊 営 業	店舗型性風俗 特殊営業	1号営業 ソーブランド
			2号営業 店舗型ファッショナヘルス
			3号営業 ヌードスタジオ、個室ビデオ、のぞき部屋、ストリップ劇場等
			4号営業 ラブホテル、レンタルルーム、モーテル
			5号営業 アダルトショップ、大人のおもちゃ屋等
			6号営業 出会い系喫茶
	第2条 第9項	店舗型電話異性紹介営業	テレホンクラブ

28

① 建物の用途の制限

【目的】良好（健全）な市街地の形成を図る

【ルール】ナイトクラブ等や、倉庫業を営む倉庫を制限

■ 商業地区 ■ 近隣商業地区

● ナイトクラブ等



客にダンスをさせ、
客に飲食をさせる店舗

● 倉庫業を営む倉庫



他者の物品を預かる営業倉庫
やトランクルーム等

※自家用倉庫や自身の物品を保管する
レンタル倉庫等は含まれません

29

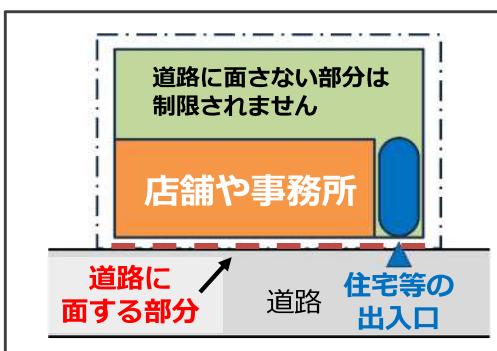
① 建物の用途の制限

【目的】商業・業務施設の連続性の誘導によりにぎわいを創出する

【ルール】壁面線に面する建築物の1階部分は**住宅、共同住宅等を制限**
(住宅、共同住宅等の自動車車庫も含む)

■ 商業地区 ■ 近隣商業地区

地区街づくり計画



※**住宅等の出入口**は設置可能

※ ■ 近隣商業地区

住宅の自動車車庫は設置可能



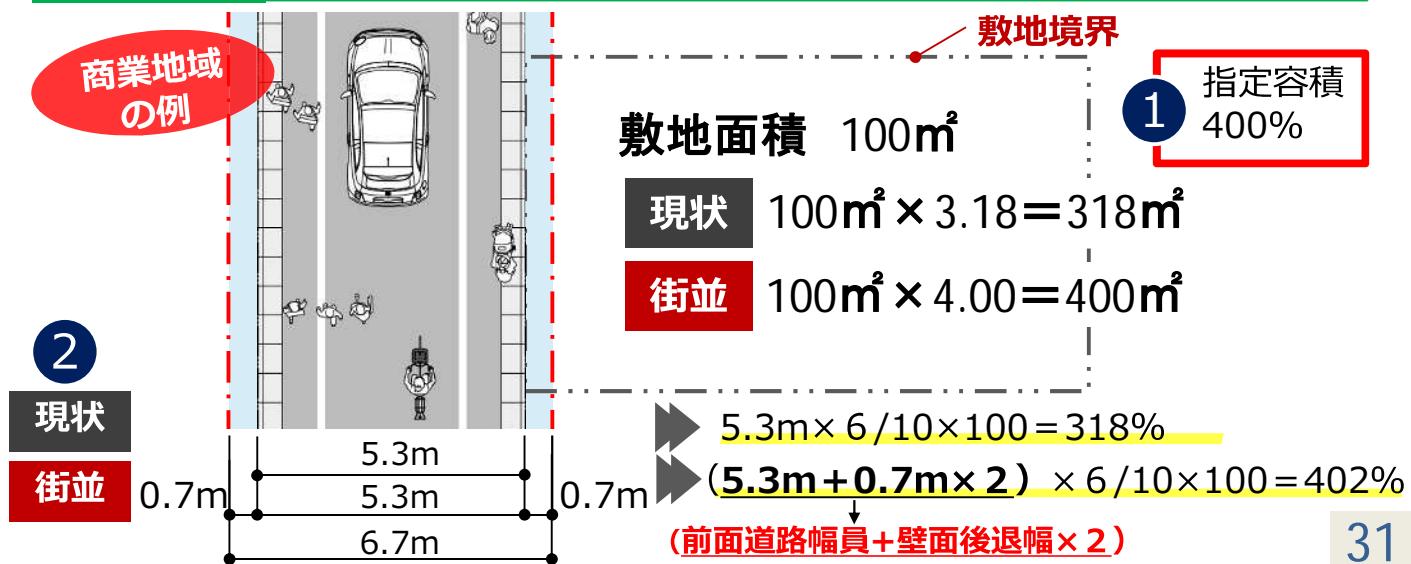
30

② 容積率の最高限度

【目的】 土地の合理的な利用を促進する
【ルール】 容積率の最高限度を定める

■ 商業地区
■ 近隣商業地区

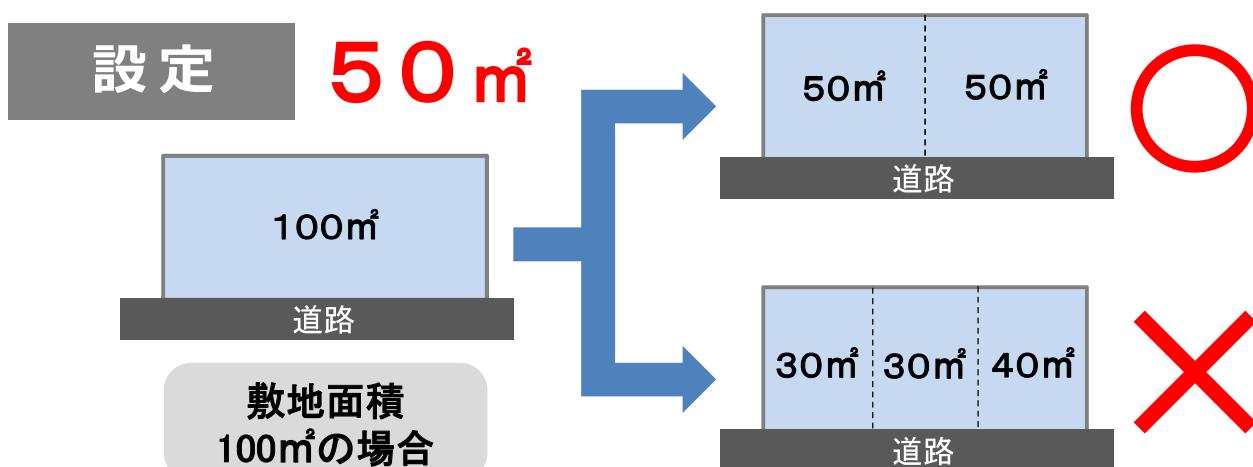
容積率 最大値	小さい方	
	1 指定容積率 400%	2 前面道路幅×6/10×100
	(近隣商業地域は300%)	※敷地条件などにより、最大限使えないこともあります。



③ 敷地面積の最低限度

【目的】 土地の細分化を防止することにより市街地の密集を抑制する
【ルール】 指定された面積未満の敷地での建築を制限

■ 商業地区 ■ 近隣商業地区



※すでに50m²より小さい場合 ⇒ 建築可能

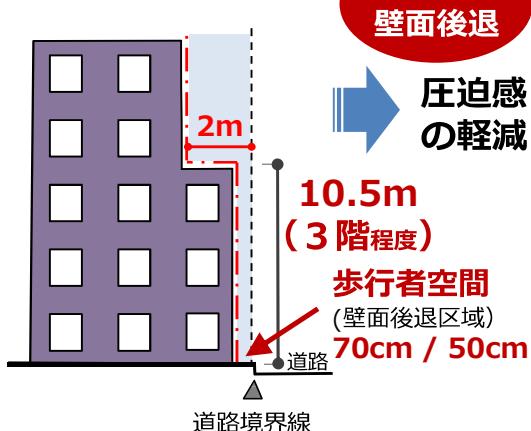
※道路事業への用地提供により50m²より小さくなる場合 ⇒ 建築可能

④

壁面の位置の制限

【目的】 安全で安心して歩くことのできる歩行者空間を確保する
【ルール】 壁面後退区域を越えての建築を制限

〈壁面後退の幅〉



回遊軸

後退幅 50cm

高さ10.5m以上 2m

商業地区

近隣商業地区

壁面線（壁面の位置の制限）



33

商店街軸

後退幅 70cm
高さ10.5m以上 2m

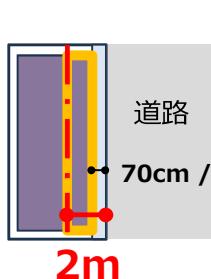
④

壁面の位置の制限

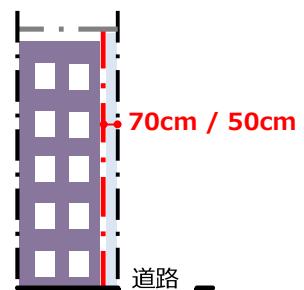
緩和規定

【緩和規定】 狹い敷地への影響を考慮

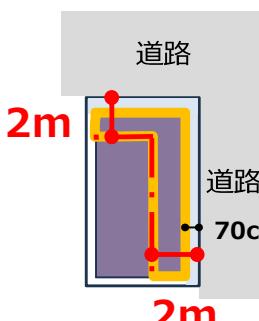
● 敷地面積が 50m^2 未満の場合



上部 2m後退の緩和



● 壁面線が 2 辺ある敷地で敷地面積が 100m^2 未満の場合



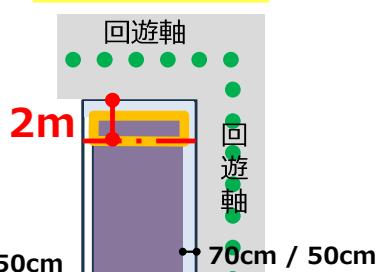
上部の壁面後退が
2辺あり、
影響が大きい



回遊軸の
上部後退緩和



回遊軸長辺側の
上部後退緩和



商店街軸と回遊軸
に面する敷地

回遊軸と回遊軸
に面する敷地

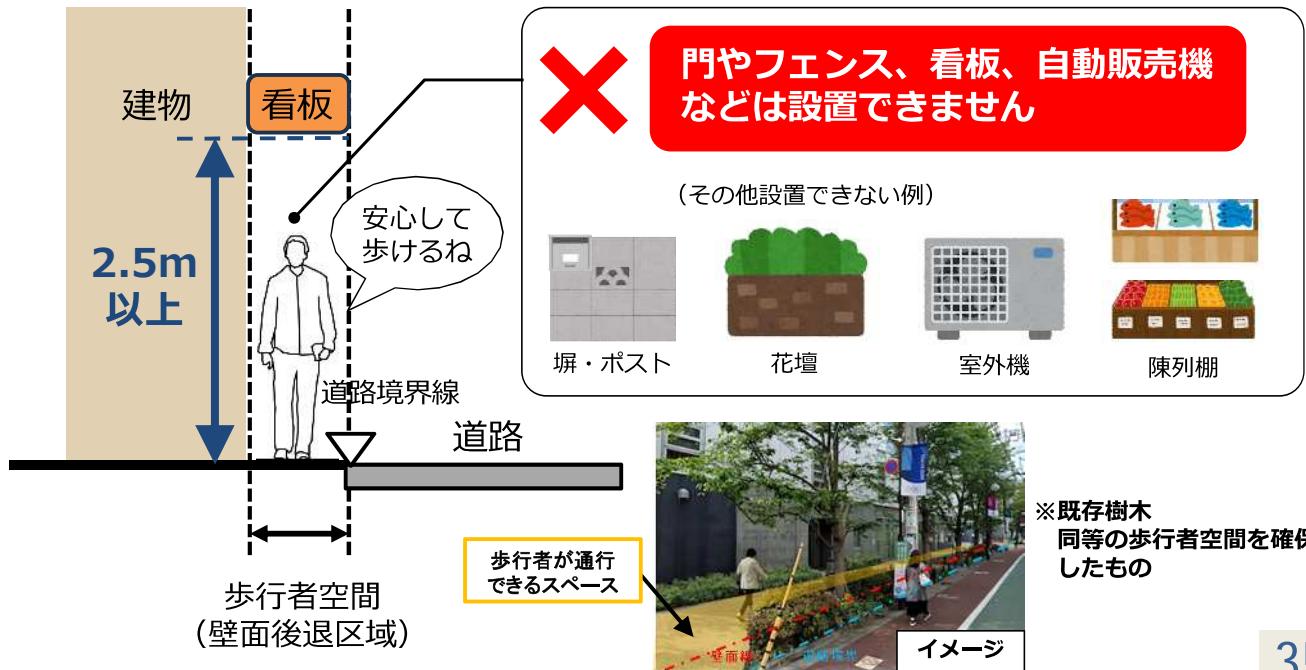
34

④

工作物設置の制限

【目的】 安全で安心して歩くことのできる歩行者空間を確保する
【ルール】 壁面後退区域には通行の妨げとなる工作物を設置しない

○ 2.5m以上の看板、照明
 公益上必要なもの（街路灯、既存樹木など）

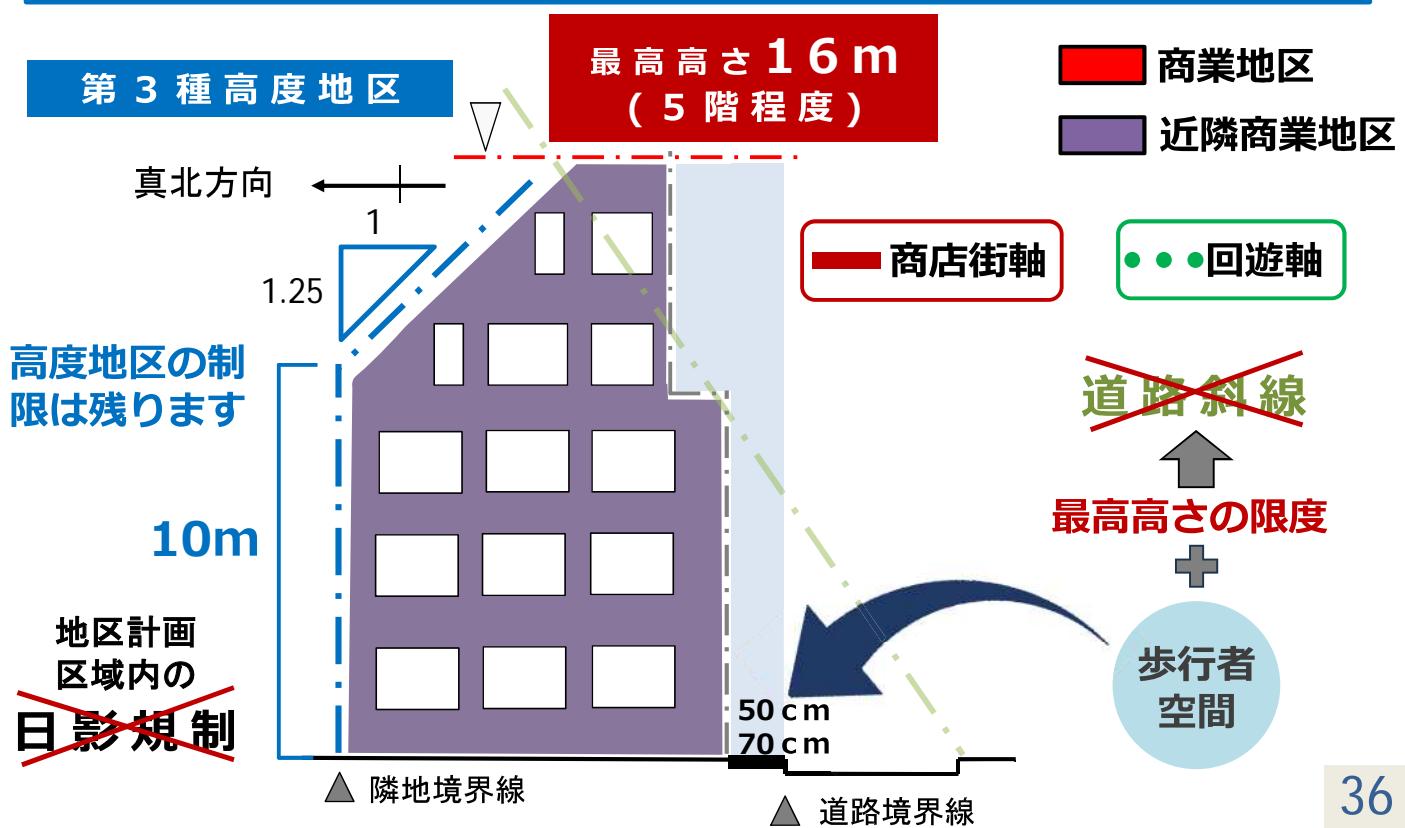


35

⑤

高さの最高限度

【目的】 現在の土地利用や周辺の住環境に配慮した街並みの形成を図る
【ルール】 壁面線に面する建築物の高さの最高限度を定める



36

⑤ 高さの最高限度(にぎわい空間)

選択制

【目的】商店街のにぎわいと憩いのある街並みを形成する

【ルール】商店街軸ににぎわい空間を設けた場合、高さの制限を緩和

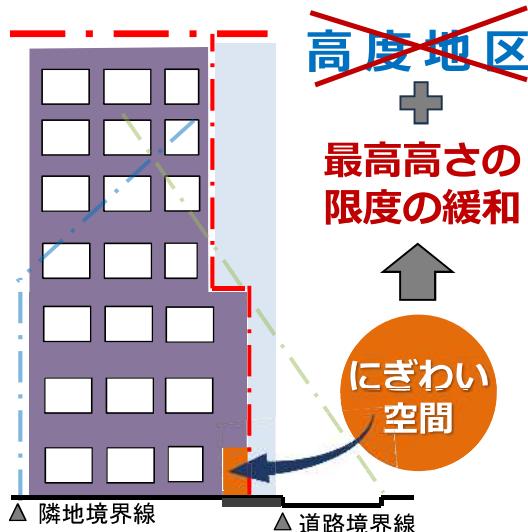
■ 商業地区

— 商店街軸

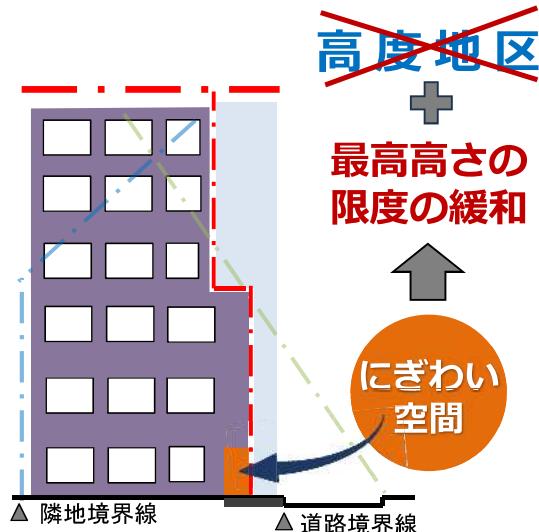
■ 近隣商業地区

— 商店街軸

最高高さ 22m (7階程度)
(敷地面積 500m²以上: 25m)



最高高さ 19m (6階程度)



※壁面線の緩和規定に該当する建築物は除く(P34)

37

⑤ 高さの最高限度(にぎわい空間)

選択制

【目的】商店街のにぎわいと憩いのある街並みを形成する

【ルール】商店街軸ににぎわい空間を設けた場合、高さの制限を緩和

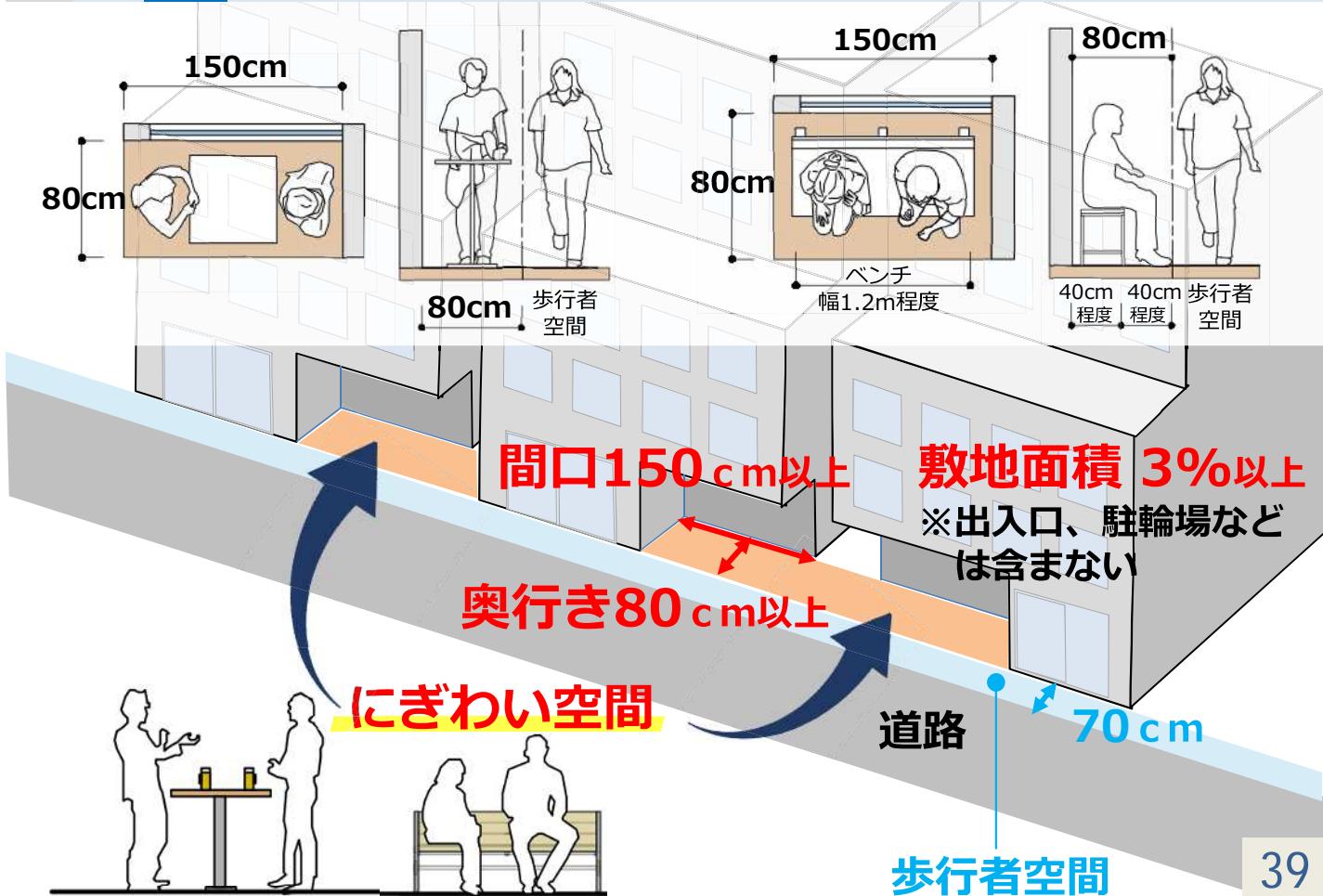


※自動車車庫、駐輪場、門、フェンス、車止め、外構の階段、自動販売機等、
街のにぎわいにならないものは設置できません

38

⑤ 最高高さの限度(にぎわい空間)

選択制



39

⑥ 形態又は色彩その他の意匠の制限

【目的】周辺の環境と調和した街並みを形成する

【ルール】建築物等の形態、色彩、意匠は周辺環境と調和したものにする

■ 商業地区 ■ 近隣商業地区

地区街づくり計画

建築物及び工作物の外観 → 周辺の街並みと調和を図る

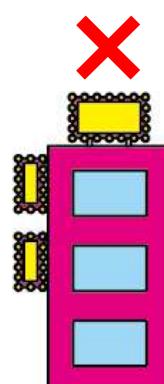
屋外広告物 → 周辺の街並みに配慮したものとし、
点滅光源等は使用しない。



色彩が調和していない例



色彩が調和している例



点滅光源が
使用されている例

40

⑥ 形態又は色彩その他の意匠の制限

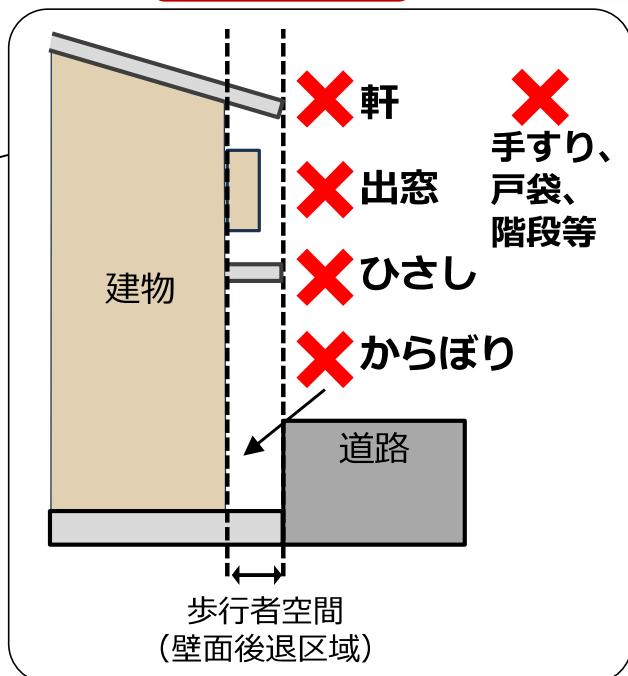
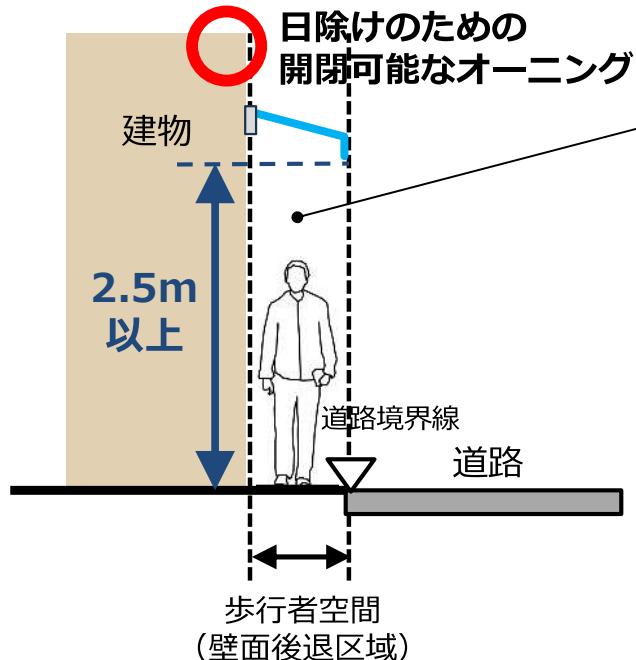
【目的】周辺の環境と調和した街並みを形成する

【ルール】壁面後退区域には軒や出窓等を突出した形状としない

■ 商業地区 ■ 近隣商業地区

— 商店街軸

• • • 回遊軸



41

⑧ 環境への配慮

【目的】憩いのある安全で災害に強い街並みを形成する

【ルール】下水道等への雨水の流出の抑制、浸水被害の防止

既存樹木の保全と敷地内の緑化を推進

■ 商業地区 ■ 近隣商業地区

地区街づくり計画

○既存樹木の保全と敷地内の緑化の推進

○雨水貯留浸透施設の整備を促進



雨水浸透枠



浸透（トレーンチ）管

42

— 将来の街並みイメージ



現況イメージ



将来イメージ

43

— 意見交換の進め方

商店街沿道

意見交換資料

意見用 ふせん

ふせんへの意見や質問の記入

- ・ **テーマ毎**にご意見やご質問等をサインペンでふせんにご記入下さい。
※ 1枚のふせんに1個お書きください
- ・ **テーマ番号**をご記入ください。
- ・ 書かれたふせんはスタッフにお渡しください。

【記入例】

⑤ **テーマ番号**

にぎわい空間に
お客様の自転車は置けない？

質問用 ふせん

意見交換のテーマ

- ① 建物の用途
- ② 容積率の最高限度
- ③ 敷地面積の最低限度
- ④ 壁面の位置の制限・
工作物設置の制限
- ⑤ 高さの最高限度
- ⑥ 形態・色彩・意匠
の制限
- ⑧ 環境への配慮
- ⑩ その他

44

開会あいさつ

- 1) これまでの振り返り
- 2) 実現化手法・ルールのたたき台
意見交換(商店街沿道)
- 3) 実現化手法・ルールのたたき台
意見交換(補助128号線沿道)
- 4) 街づくりアドバイザーより

閉会あいさつ

45

街づくりのルールのたたき台(概要)

街づくりルールのたたき台(概要)

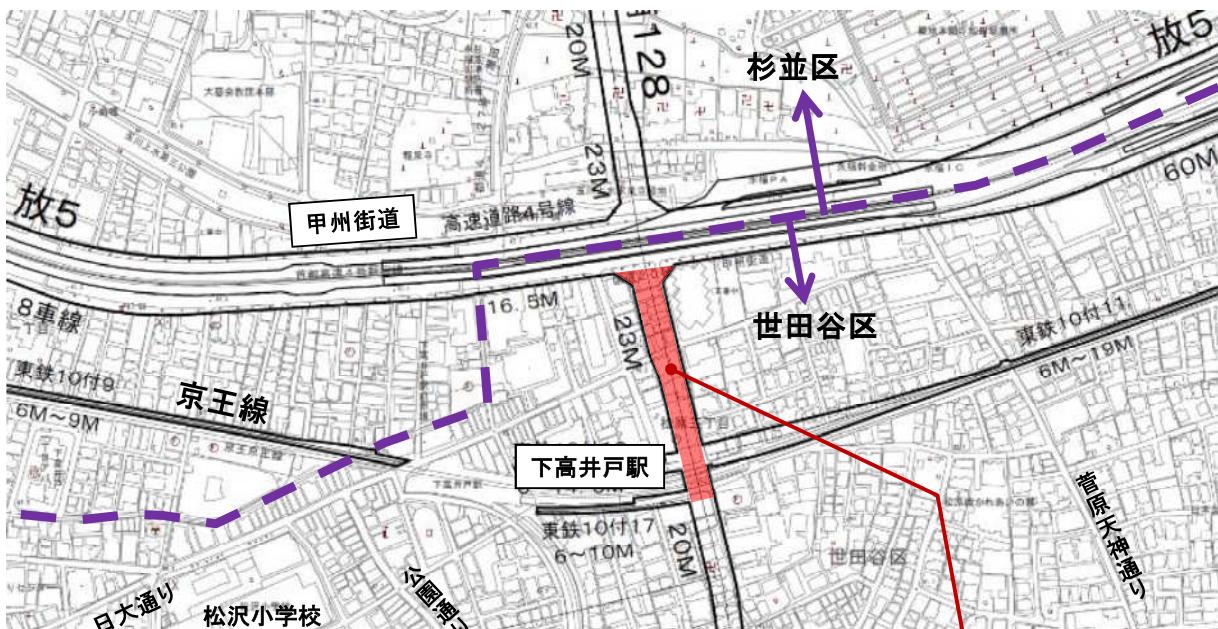
将来像		地区区分			壁面線(壁面の位置の制限)	
商店街沿道		商業地区			商業地区	
1. 安全で安心して歩くことのできる歩行者空間の確保 2. 人と人とのつながりや個性を活かし、商店街にござわいと憩いのある街並みの形成 3. 防災性を強化し、安全で災害に強いまち		近隣商業地区			近隣商業地区	
補助128号線沿道		補助128号線沿道			補助128号線沿道	
1. 周辺の住宅地との調和を図ながら、商店街とのつながりやにござわいのある良好な市街地が形成 2. 建物の不燃化、耐震化が進み、災害に強い街並みの形成 3. みどり豊かなまちのある街並みの形成 4. 安心して歩くことのできる、安全性と快適性に配慮した道路の整備		沿道商業地区			沿道住宅地区	
補助128号線沿道		沿道商業地区			沿道住宅地区	
① 建物の用途		商業地区			沿道商業地区	
② 容積率の最高限度		近隣商業地区			沿道住宅地区	
③ 敷地面積の最低限度		商業地域			近隣商業地区	
④ 壁面の位置の制限 工作物設置の制限		補助128号線沿道			商業地域	
⑤ 高さの最高限度		沿道商業地区			近隣商業地区	
⑥ 形態又は色彩その他 意匠の制限		沿道住宅地区			第一種中高層住居専用地域	
⑦ 灯・さくの構造の制限		第一種中高層住居専用地域			第二種中高層住居専用地域	
⑧ 環境への配慮		第二種中高層住居専用地域			-	
⑨ 建築物等の構造の制限		-			-	

*今後関係機関等との調整により変更する場合があります

46

補助128号線

事業概要



名 称	都市計画道路補助128号線（松原3丁目）
延 長	約170m
計 画 幅 哀	20m~23m
事 業 者	世田谷区（R6年3月事業化）

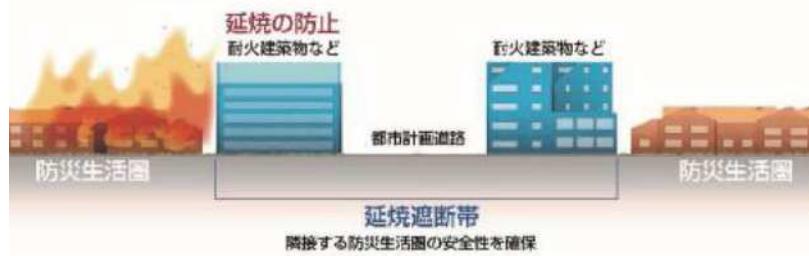
事業中区間
(区施行)

47

計画上の位置づけ(補助128号線沿道)

世田谷区都市整備方針

- 都市計画道路事業による土地利用の変化に対応するため、
周辺の住宅地との調和を図りながら、沿道の土地利用などを適切に誘導します。
- 特に特定整備路線や**延焼遮断帯**を構成する都市計画道路周辺の市街地については、事業の進捗に応じて、沿道市街地の**不燃化、耐震化**を進めます。



48

意見交換の主な意見と方向性(補助128号線沿道)

●沿道西側

- ・商業地域に変更して容積率を増やすのが良い。

→商店街と一緒にぎわいに関する意見が多い

●沿道東側

- ・小規模な喫茶店程度は良い ⇔ 少しは緩和があっても良い

→緩和を求める声もあるが、良好な住環境を維持を望む声

●結び目

- ・商店街と連続性がある方が良いが、車両が増えるのは避けたい

→商店街との連続性を求める声が多いが、車の交通量は抑えたい



49

沿道の将来像と実現化手法の例

視点

計画上の
位置づけ

地区の
現況

地域の方々
からのご意見

将来像

実現化手法の例

① 商店街とのつながりやにぎわいのある
良好な市街地が形成されている

地区計画策定
地区街づくり計画の変更

② 建物の不燃化、耐震化が進み、災害に強い
街並みが形成されている

用途地域等の変更

③ みどり豊かなうるおいのある
街並みが形成されている

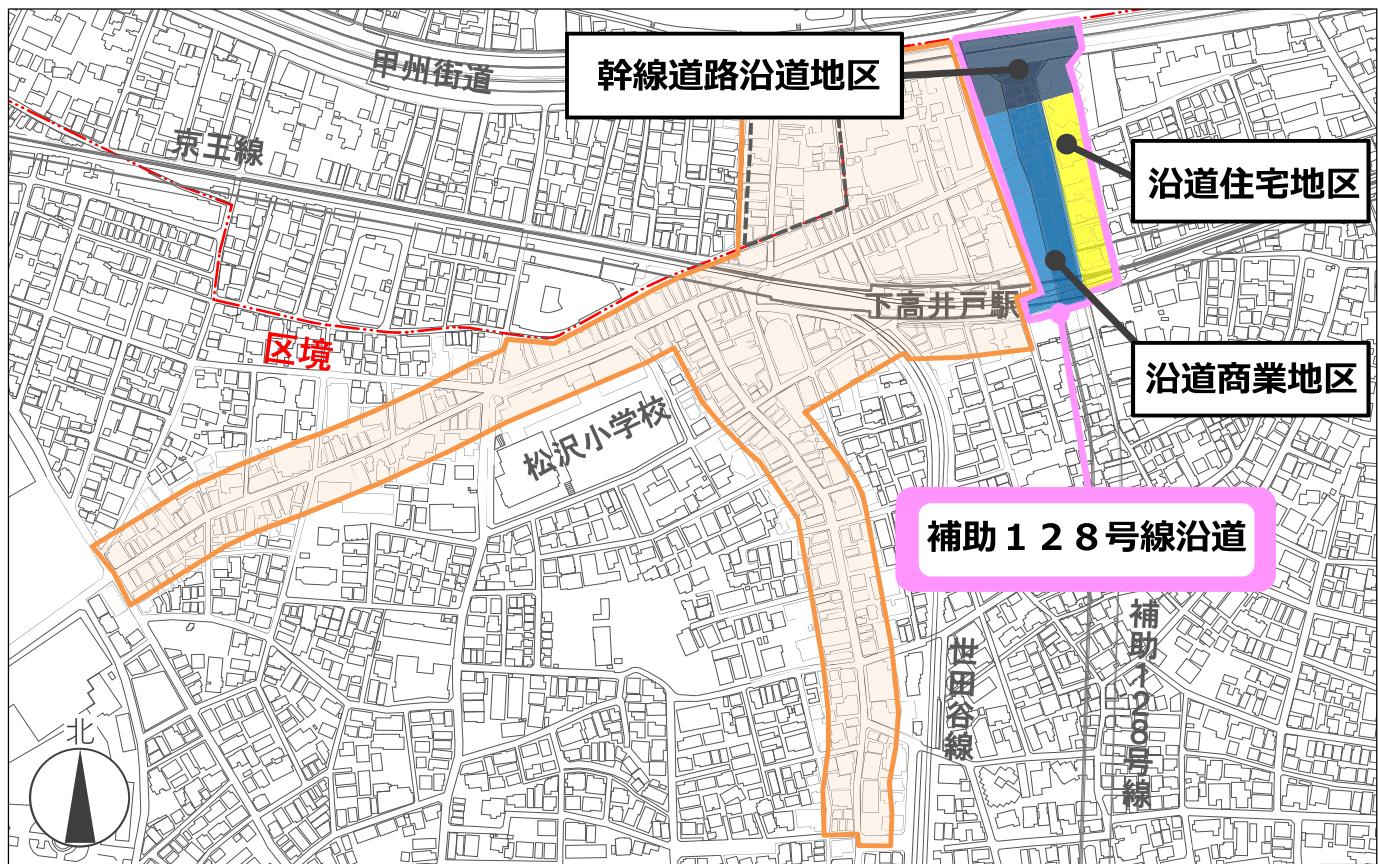
懇談会検討事項

④ 安心して歩くことのできる、安全性と快適
性に配慮した道路が整備されている

補助128号線の整備

50

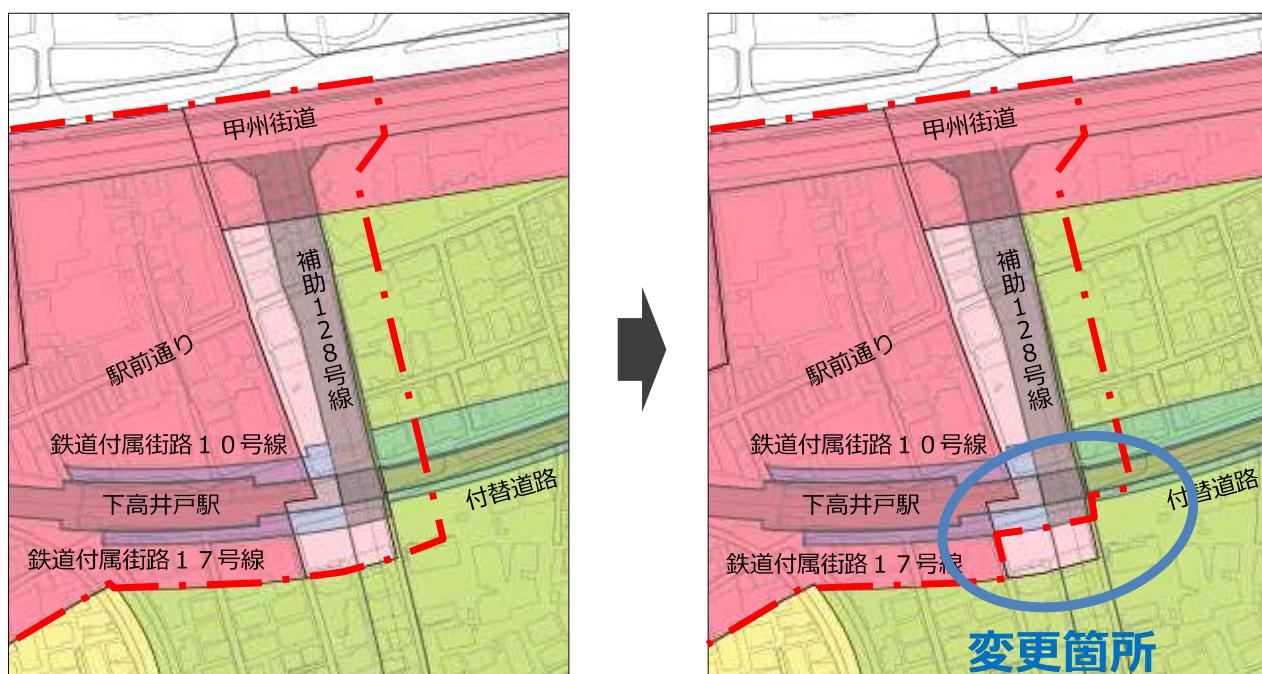
補助128号線沿道 地区区分



51

補助128号線沿道 地域変更

地区計画の検討範囲・・・赤で囲われた範囲



※今後関係機関等との調整により変更する場合があります

52

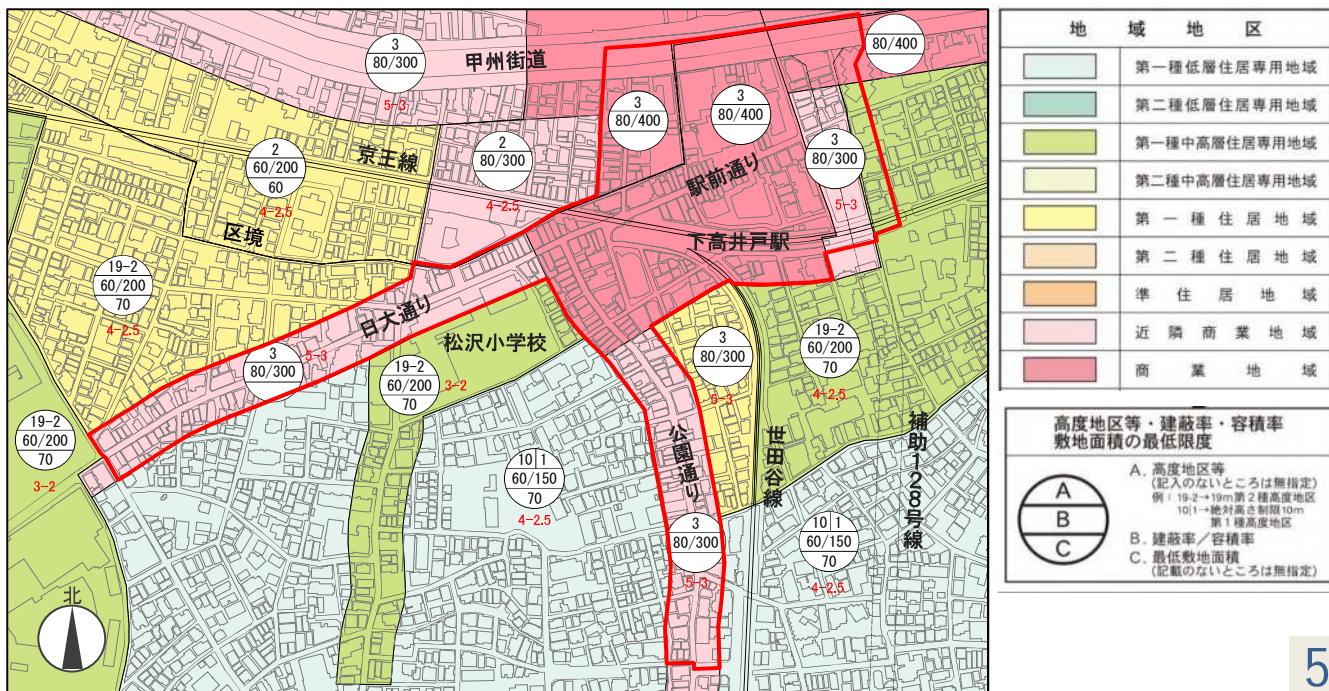
① 建物の用途(用途地域)

用途地域とは

○都市計画法に基づく制度（都市計画法第8条第1項第1号）

○計画的な市街地を形成するため、

地域ごとに建物の用途、建蔽率、容積率などを定める。

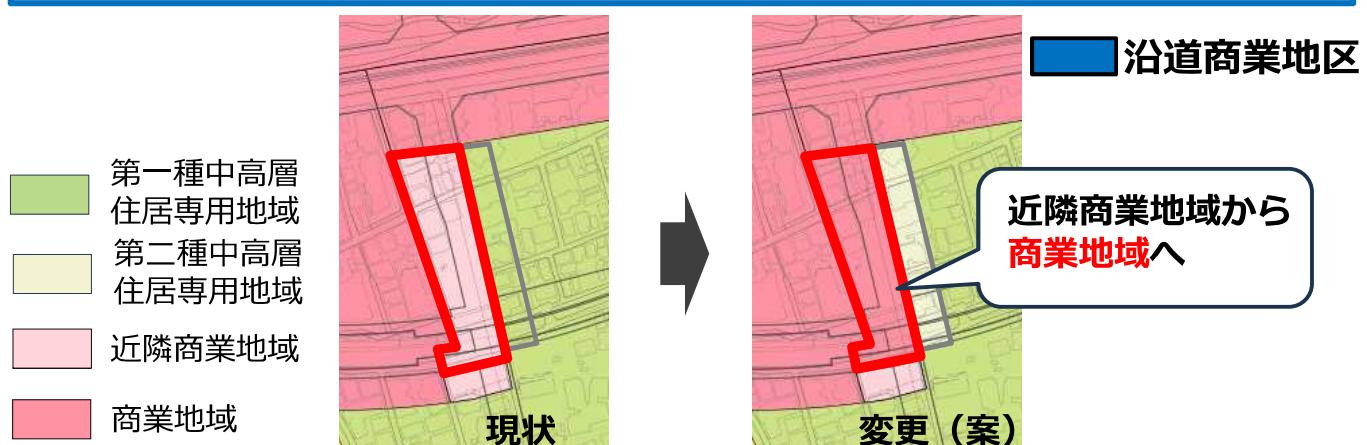


53

① 建物の用途(用途地域) ② 容積率

【目 的】 商店街とのつながりやにぎわいの創出や防災性の向上を図る

【ルール】 近隣商業地域を商業地域に変更



	現状	変更 (案)
用途地域	近隣商業地域	商業地域
建蔽率	80%	80%
容積率	300%	400%
防火指定	準防火地域	防火地域
日影規制	5h-3h 4m	指定なし

※別途、東京都との調整が必要になります。

54

① 建物の用途(用途地域)

商業地域

- 商業その他の業務の利便性を向上するための地域

<建てることができる用途>

近隣商業地域

- ホテル、旅館
- ぱちんこ屋
- ボーリング場
- 劇場、映画館
- 工場(床面積150m²以内)

など

- キャバレー、スナック
- キャバクラ、クラブ
- ディスコ
- 性風俗特殊営業の店舗

など

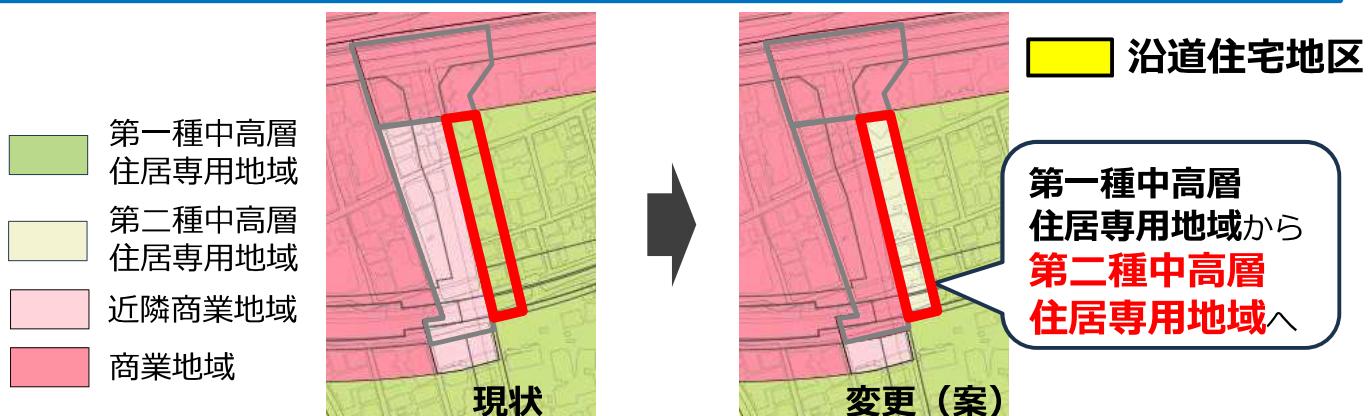
+

55

① ② 建物の用途(用途地域)、容積率

【目的】周辺の住宅地の調和を図りながら、商店街とのつながりや
にぎわいを創出する

【ルール】第一種中高層住居専用地域を第二種中高層住居専用地域に変更



	現状	変更 (案)
用途地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域
建蔽率	60%	60%
容積率	200%	200%
防火指定	準防火地域	準防火地域
日影規制	3h - 2h 4m	3h - 2h 4m

※別途、東京都との調整が必要になります。

56

第二種中高層住居専用地域

- ・主に中高層住宅のための地域

<建てることができる用途>

第一種中高層住居専用地域

- 店舗、飲食店
(2階以下、床面積500m²以内)
- 自動車車庫
(2階以下、床面積300m²以内)
- 大学、専門学校
- 病院 など

●1500m²までの2階以下の店舗、飲食店、事務所

- 作業場の床面積50m²以内のパン屋、米屋等の食品製造業
- 火薬類、石油類、ガス等の危険物貯蔵、処理の量が非常に少ないもの
- 倉庫業を営まない倉庫

57

【目的】良好（健全）な市街地の形成を図る

【ルール】風俗営業や性風俗営業の一部の用途を制限

幹線道路沿道地区

沿道商業地区

地区街づくり計画

区分		業種	
風俗営業	第2条 第1項	接待飲食等 営業	1号営業 キャバレー、スナック、ホストクラブ、キャバクラ、クラブ等
			2号営業 低照度飲食店（カップル喫茶等）
			3号営業 区画席飲食店（区画された客室が周囲から見通し困難で、かつ広さが5m ² 以下のもの）
	第2条 第6項	店舗型性風俗 特殊営業	4号営業 まあじゃん屋、ぱちんこ屋等
			5号営業 ゲームセンター等
			6号営業 ソーブランド
性風俗関連特殊営業	第2条 第6項	店舗型性風俗 特殊営業	2号営業 店舗型ファッショングループ
			3号営業 ヌードスタジオ、個室ビデオ、のぞき部屋、ストリップ劇場等
			4号営業 ラブホテル、レンタルルーム、モーテル
			5号営業 アダルトショップ、大人のおもちゃ屋等
			6号営業 出会い系喫茶
			7号営業 テレホンクラブ
	第2条 第9項	店舗型電話異性紹介営業	

沿道住宅地区

第二種中高層住居専用地域では建築できない

58

① 建物の用途の制限

【目的】良好（健全）な市街地の形成を図る

【ルール】ナイトクラブ等や、倉庫業を営む倉庫を制限

幹線道路沿道地区

沿道商業地区

● ナイトクラブ等



客にダンスをさせ、
客に飲食をさせる店舗

● 倉庫業を営む倉庫



他者の物品を預かる営業倉庫
やトランクルーム等

※自家用倉庫や自身の物品を保管する
レンタル倉庫等は含まれません

沿道住宅地区

第二種中高層住居専用地域では建築できない

59

① 建物の用途の制限

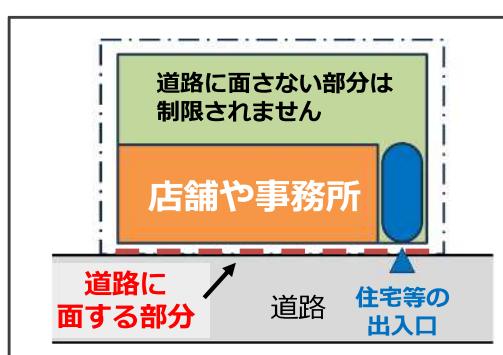
【目的】商店街とのつながりや商業・業務施設の連続性の誘導により
にぎわいを創出する

【ルール】壁面線に面する建築物の1階部分は住宅、共同住宅等を制限
(住宅、共同住宅の自動車車庫も含む)

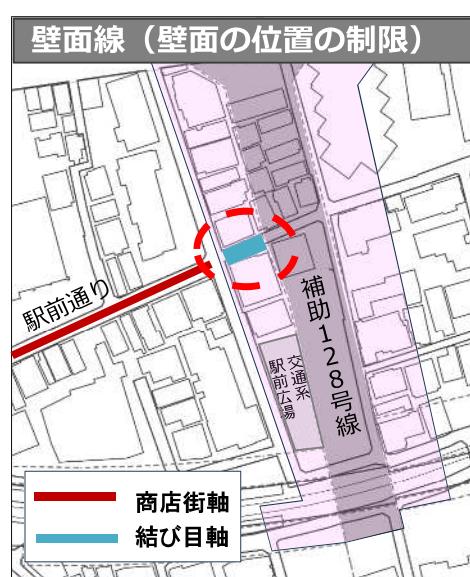
沿道商業地区

— 結び目軸

地区街づくり計画



※住宅等の出入口設置可能



60

③ 敷地面積の最低限度

【目的】 土地の細分化を防止することにより市街地の密集を抑制する
【ルール】 指定された面積未満の敷地での建築を制限

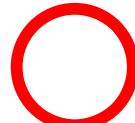
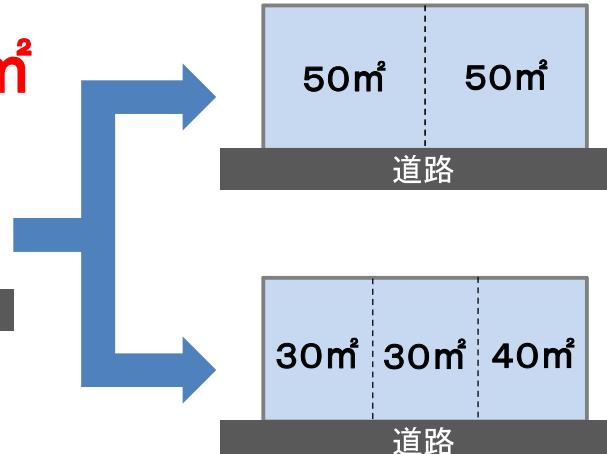
■ 幹線道路沿道地区 ■ 沿道商業地区

設定

50m²



敷地面積
100m²の場合



※すでに50m²より小さい場合 ⇒ 建築可能

※道路事業への用地提供により50m²より小さくなる場合 ⇒ 建築可能

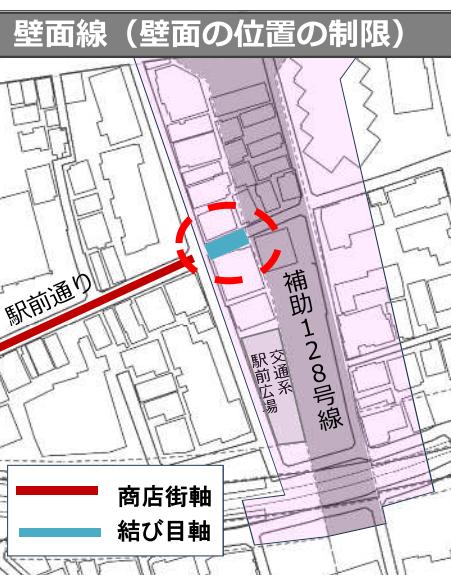
■ 沿道住宅地区 既に都市計画で70m²が定められている

61

④ 壁面の位置の制限、工作物設置の制限

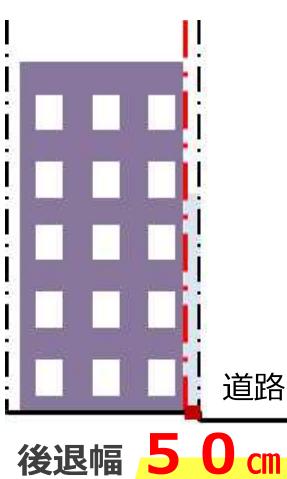
【目的】 商店街とのつながりやにぎわいの連続性や、
安全で安心して歩くことのできる歩行者空間を確保する

【ルール】 壁面後退区域を越えての建築を制限
壁面後退区域には通行の妨げとなる工作物を設置しない

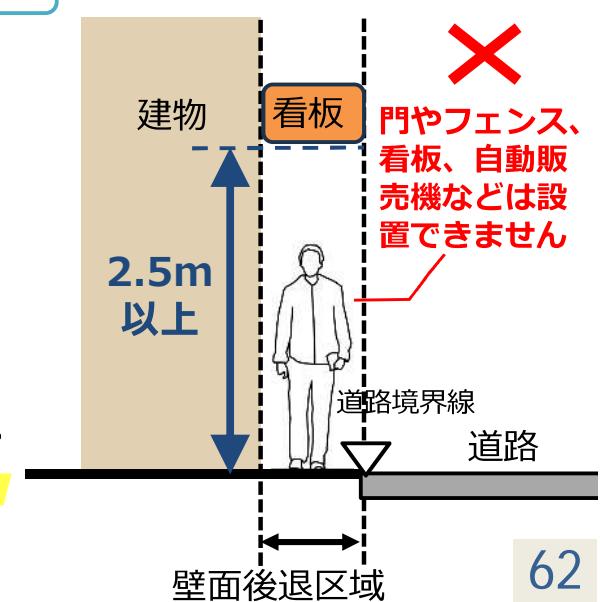


■ 沿道商業地区

— 結び目軸



2.5m以上の看板や照明は
設置できます。

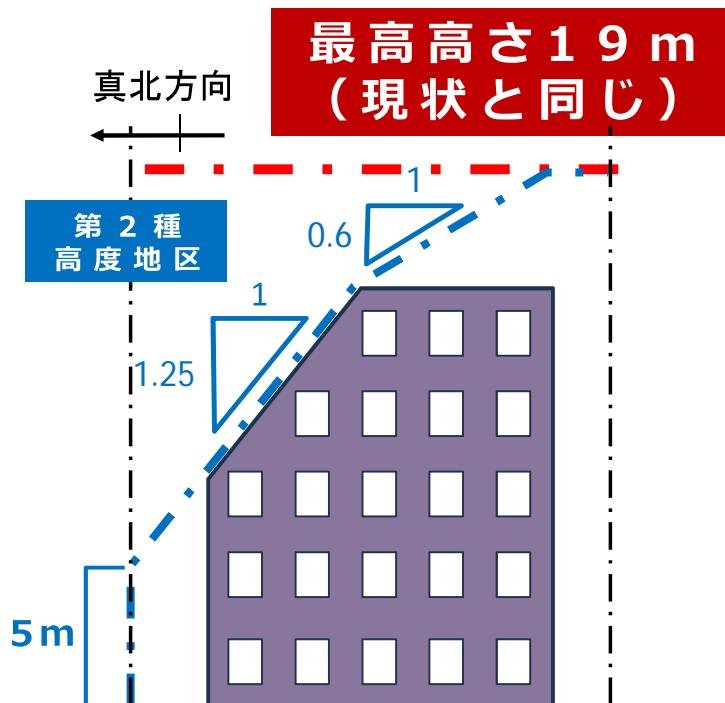


62

⑤ 高さの最高限度

【目的】周辺の住宅地に配慮し、良好な住環境を維持する
【ルール】高さの最高限度を定める

沿道住宅地区



63

⑥ 形態又は色彩その他の意匠の制限

【目的】周辺の環境と調和した街並みを形成する
【ルール】建築物等の形態、色彩、意匠は周辺環境と調和したものにする

幹線道路沿道地区

沿道商業地区

地区街づくり計画と同様

沿道住宅地区

建築物及び工作物の外観 → 周辺の街並みと調和を図る

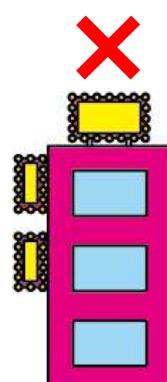
屋外広告物 → 周辺の街並みに配慮したものとし、点滅光源等は使用しない。



色彩が調和していない例



色彩が調和している例



点滅光源が使用されている例

64

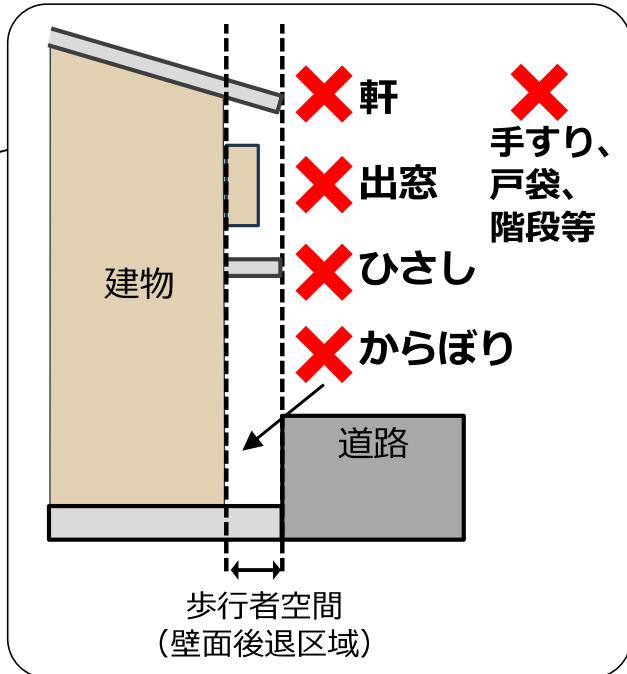
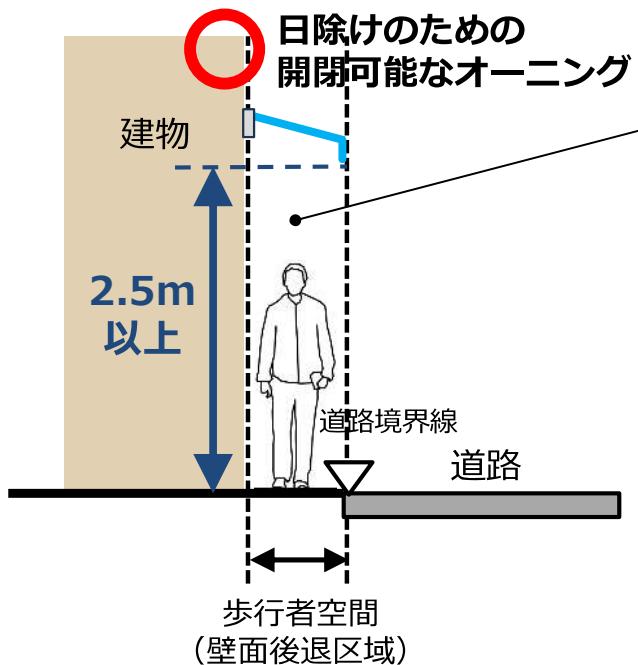
⑥ 形態又は色彩その他の意匠の制限

【目的】周辺の環境と調和した街並みを形成する

【ルール】壁面後退区域には軒や出窓等を突出した形状としない

沿道商業地区

— 結び目軸 —



65

⑦ 壁又はさくの構造の制限

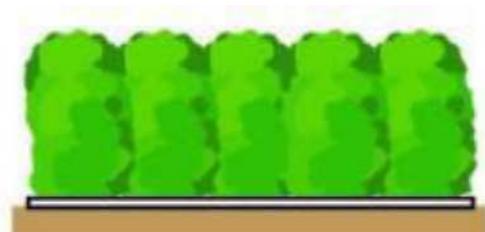
【目的】みどり豊かで潤いのある沿道の街並みの形成や、防災性の向上を図る

【ルール】道路に面して垣やさくを設ける場合、生垣又はフェンス等とし、フェンス等の場合は緑化に努める

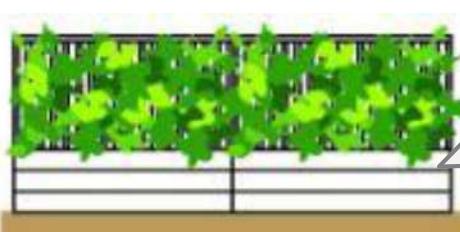
幹線道路沿道地区

沿道商業地区

沿道住宅地区



生垣



緑化したフェンス

地面からの
高さ0.6m以下
の基礎などは
設置可

66

⑧ 環境への配慮

【目的】 みどり豊かで潤いのある安全で災害に強い街並みを形成する
【ルール】 既存樹木の保全と敷地内の緑化を推進
下水道等への雨水の流出の抑制、浸水被害の防止

幹線道路沿道地区

沿道商業地区

沿道住宅地区

地区街づくり計画

○既存樹木の保全と敷地内の緑化の推進

○雨水貯留浸透施設の整備を促進



雨水浸透枠



浸透（トレーンチ）管

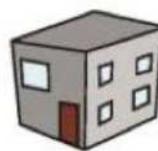
67

⑨ 建築物等の構造の制限

地区街づくり計画変更

【目的】 延焼遮断帯を構成する 128号線沿道の不燃化、耐震化を図る
【ルール】 建物を耐火建築物、準耐火建築物とするように努める

沿道住宅地区



耐火建築物

コンクリート造、れんが造、構造を不燃材料を覆った鉄骨造



準耐火建築物

構造を不燃材料を覆った木造・鉄骨造

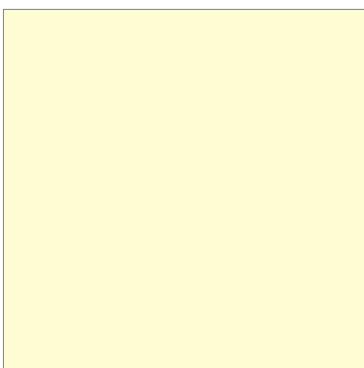
現状の地区街づくり計画には 128号線沿道に不燃化・耐震化を図るルールがない

地区街づくり計画
変更

→ 防災性の向上

68

意見用ふせん



ふせんへの意見や質問の記入

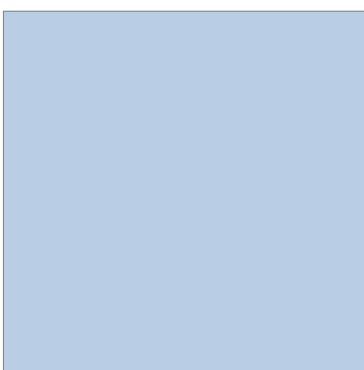
- ・**テーマ毎**にご意見やご質問等をサインペンでふせんにご記入下さい。
※ 1枚のふせんに1個お書きください
- ・**テーマ番号**をご記入ください。
- ・書かれたふせんはスタッフにお渡しください。

【記入例】

(4) テーマ番号

商店街とのつながりがあると良いと思う。

質問用ふせん



意見交換のテーマ

- | | |
|-------------------------|---------------|
| ① 建物の用途 | ⑥ 形態・色彩・意匠の制限 |
| ② 容積率の最高限度 | ⑦ 墁・さくの構造の制限 |
| ③ 敷地面積の最低限度 | ⑧ 環境への配慮 |
| ④ 壁面の位置の制限・
工作物設置の制限 | ⑨ 建築物等の構造の制限 |
| ⑤ 高さの最高限度 | ⑩ その他 |

69

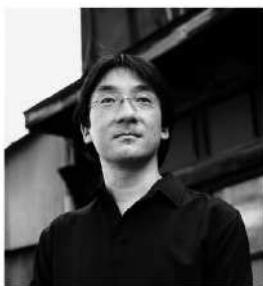
開会あいさつ

- 1)これまでの振り返り
- 2)実現化手法・ルールのたたき台
意見交換(商店街沿道)
- 3)実現化手法・ルールのたたき台
意見交換(補助128号線沿道)
- 4)街づくりアドバイザーより

閉会あいさつ

70

街づくりアドバイザー



東京都立大学 都市環境学部
都市政策科学科 教授

あいば
饗庭 伸 先生

国土交通省都市計画基本問題小委員会委員
世田谷区都市計画審議会委員
中央区都市計画審議会委員
府中市都市計画審議会委員
所沢市都市計画審議会委員
三鷹市景観審議会委員
大和市街づくり推進会議委員長 など歴任

○専門分野

都市の計画とデザイン、そのための市民参加手法等について研究を行っている。

○専門家実績

世田谷区明大前駅周辺地区、中央区晴海地区、日野市、岩手県大船渡市、山形県鶴岡市など

71

今後のスケジュール

令和6年度の街づくり懇談会の進め方イメージ

第4回
(令和6年6月29日)

街づくりの
実現化手法

第5回
(令和6年10月5日)

街づくりの
実現化手法やルール
のたたき台等の検討

第6回
(令和6年12月予定)

街づくりのルールの
たたき台等の検討

次回



72

閉会あいさつ

世田谷区

北沢総合支所 街づくり課



課長

いちっぽ

一坪 博